

第百四十七回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第 九 号

平成十二年四月十三日(木曜日)

正午開議

出席委員

- 委員長 齊藤斗志二君
理事 田野瀨良太郎君 理事 滝 実君
理事 中野 正志君 理事 山本 公一君
理事 中川 正春君 理事 中沢 健次君
理事 榎屋 敬悟君 理事 春名 真章君
理事 鰐淵 俊之君 理事 今井 宏君
理事 七条 明君 理事 橋 康太郎君
理事 西田 司君 理事 平沢 勝栄君
理事 平林 鴻三君 理事 水野 賢一君
理事 岩國 哲人君 理事 桑原 豊君
理事 松崎 公昭君 理事 松本 龍君
理事 石垣 一夫君 理事 北側 一雄君
理事 穀田 恵二君 理事 知久馬 三子君

- 自治大臣 保利 耕輔君
(国家公安委員会委員長)
自治政務次官 平林 鴻三君
自治政務次官 橋 康太郎君
地方行政委員会専門員 藤沼 朗寿君

- 委員の異動
四月七日
藤本 孝雄君 補欠選任 七条 明君
同日 河村たかし君 補欠選任 岩國 哲人君
同日 岩國 哲人君 補欠選任 河村たかし君

同日
鰐淵俊之君が理事を辞任した。
同日
春名真章君が理事に当選した。

四月四日
公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律案(内閣提出第七九号)(参議院送付)
地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律案(内閣提出第八〇号)(参議院送付)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
理事の辞任及び補欠選任
公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律案(内閣提出第七九号)(参議院送付)
地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律案(内閣提出第八〇号)(参議院送付)

○齊藤委員長 これより会議を開きます。
この際、去る七日の議院運営委員会における理事の各会派割当基準の変更に伴い、理事の辞任及び補欠選任を行います。
まず、理事の辞任についてお諮りいたします。理事鰐淵俊之君から、理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○齊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
引き続き、理事の補欠選任についてお諮りいたします。
ただいまの理事辞任に伴うその補欠選任につき

ましては、先例によりまして、委員長において指名するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○齊藤委員長 御異議なしと認めます。
それでは、理事に春名真章君を指名いたします。

○齊藤委員長 次に、保利自治大臣兼国家公安委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許します。保利国務大臣。
○保利国務大臣 このたび、自治大臣・国家公安委員長を再び命ぜられました保利耕輔でございます。地方行政委員会の委員各位には、かねてから、地方自治行政並びに警察行政の推進に格段の御尽力を賜り、また格別の御指導、御鞭撻を賜り、厚く御礼を申し上げます。
通常国会開会以来、当委員会では、地方税法の一部改正案などの御審議を通じ、地方自治行政の諸課題の解決のため御尽力を賜ってまいりましたが、新世紀に向かい、地方自治はさまざまな課題に直面しております。

地方分権一括法が去る四月一日から施行され、分権改革がいよいよ現実の歩みを始めました。真の分権社会の実現のためにはなお取り組むべき多くの課題があり、今後、地方分権の本格的推進に向けて全力を尽くしてまいります。
また、地方財政は、引き続き大幅な財源不足の状況にあるなど、極めて厳しい状況にあります。このような地方財政の立て直しのためにも、引き続き経済新生に向け全力で取り組むとともに、中長期的な財政構造改革の必要性などを踏まえて、今後とも、地方税財源の充実確保の方途について検討を進めるなどにより、地方財政基盤の充

実強化を図ってまいります。
特に、外形標準課税については、できるだけ早期に実現できるよう努力をしております。

次に、警察行政についてであります。一連の不祥事案によって失われた国民の警察に対する信頼の回復を図ることが急務であります。国家公安委員会及び警察庁においては、国民の御批判を真摯に受けとめ、警察刷新新会議における御議論や各方面の御意見を承りながら、警察の刷新、改革に真剣に取り組んでまいります。
また、三カ月後に迫った九州・沖縄サミット警備につきましては、全国警察が一丸となって取り組み、その成功に向けて万全を期してまいります。

このほか、サイバーテロやハイテク犯罪などの新たな犯罪への対策や薬物犯罪を初めとする国際組織犯罪対策、増加傾向にある交通事故死者の抑止などに努めるなど、国民が真に解決を望む事件、事故に適切に対処し、国民が安心して安全に暮らせる社会を確保するため全力を尽くしてまいります。
私は、今後とも、これら地方行政の諸問題の解決と治安の維持のために最大限の努力を傾注してまいりますので、委員各位の格別の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。
以上、簡単ではございますが、私のごあいさつとさせていただきます。(拍手)

○齊藤委員長 内閣提出、参議院送付、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律案及び地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。
趣旨の説明を聴取いたします。保利自治大臣。

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律案

地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律案

(本号末尾に掲載)

○保利国務大臣 たいいま議題となりました二案について御説明申し上げます。

まず、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

地方公共団体においては、公民の適切な連携協力により効率的かつ効果的に地方公共団体の諸施策の推進を図るため、人的援助を行うことが必要と認められる公益法人等へ職員を派遣いたしておりますが、現在、公益法人等の業務に職員を専ら従事させることを目的とした制度はないことから、休職、職務専念義務の免除などの制度の運用により派遣が行われており、地方公共団体からも法制度の整備を強く求められているところであります。

こうしたことから、今回、職員派遣に関する統一的なルールを設定し、職員派遣の適正化、手続の透明化等を図るため、この法律案を提出しようとするものであります。

以上が、この法律案を提案いたします理由であります。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。

今回の制度におきましては、職員が公務員としての身分を保有したまま公益法人等の業務に従事する職員派遣制度と、職員が退職した上で一定の営利法人の業務に従事し、業務に従事すべき期間が満了した場合等に再び職員として採用する退職派遣制度を設けております。

まず、公益法人等への職員派遣制度は、任命権者が、民法第三十四条の規定により設立された法人、特別の法律により設立された法人で政令で定めるもの及び地方六団体のうちその業務が地方公

共団体の事務または事業と密接な関連を有するものであり、かつ、地方公共団体の施策の推進を図るための援助が必要であるものとして条例で定めるものの業務に専ら従事させるため、職員の同意を得て当該職員を派遣するものであります。

派遣職員の給与については、地方公共団体は原則として支給しないこととしておりますが、地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務に従事する場合等には、条例で定めるところにより支給することができるとしてあります。

次に、営利法人への退職派遣制度は、任命権者が、当該地方公共団体が出資している株式会社または有限会社等のうちその業務が公益の増進に寄与するとともに地方公共団体の事務または事業と密接な関連を有するものであり、かつ、地方公共団体の施策の推進を図るための援助が必要であるものとして条例で定めるものの業務に専ら従事させるため、職員に退職を要請し、これに応じて退職した職員を当該業務に従事させるものであります。

退職派遣者が派遣先の法人に在職した後、当該業務に従事すべき期間が満了した場合等には、欠格条項に該当する場合等を除き、任命権者はその者を職員として採用するものとするとしてあります。

以上二つの制度を通じて、共済制度における長期給付に関する規定については派遣先の業務に従事する期間中においても適用することとしており、また、復帰後の職員の処遇等については、部内の職員との均衡を失ふることのないよう、条例で定めるところにより必要な措置を講じ、または適切な配慮をしなければならないこととしてあります。

以上が、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律案の提案理由及びその要旨であります。

次に、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律案の提案理由とその要旨につ

いて御説明申し上げます。

この法律案は、公設試験研究機関において専門的な知識経験または能力を有する人材を積極的に受け入れ、研究者の相互の交流を推進し、公設試験研究機関における研究活動の活性化を図り、もって地域の科学技術及び産業の振興に資するため、公設試験研究機関の研究業務に従事する職員について、任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の勤務条件の特例を定めようとするものであります。

以上が、この法律案を提出いたします理由であります。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。

第一は、公設試験研究機関における任期を定めた採用についてであります。

任命権者は、招聘研究員型と若手研究員型の二つの場合について、条例で定めるところにより、職員を任期を定めて採用することができるとしてあります。すなわち、招聘研究員型は、研究業績等により当該研究分野において特にすぐれた研究者と認められている者を招聘して、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる場合であり、若手研究員型は、独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者を、当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力の涵養に資する研究業務に従事させる場合であります。

第二は、任期付研究員の任期についてであります。招聘研究員型については、任期は、五年を超えない範囲内で任命権者が定めることとし、特に五年を超える任期を定める必要があると認める場合には七年、特別な計画に基づく場合には十年を超えない範囲内で任期を定めることができることとしてあります。若手研究員型につきましては、三年を超えない範囲内で任命権者が定めることとし、研究業務の性質上特に必要がある場合には、

五年を超えない範囲内で任期を定めることができることとしてあります。

第三は、任期付研究員の勤務条件についてであります。

招聘研究員型の任期付研究員に対しては、条例で定めるところにより、裁量による勤務、すなわち、その職務の性質上、時間配分の決定その他の職務遂行能力の方法を大幅に当該職員の裁量にゆだねることが当該職員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認められる場合には、勤務時間の振り振りを行わないでその職務に従事させることができることとしてあります。

また、任期付研究員に対しては、条例で定めるところにより、任期付研究員業績手当を支給することができるとしてあります。

以上が、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○斎藤委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十八日火曜日午前九時二十分理事會、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十三分散会

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律案

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、地方公共団体が人的援助を行うことが必要と認められる公益法人等の業務に専ら従事させるために職員(地方公務員法昭和二十五年法律第二百六十一号第四条第一項に規定する職員をいう。第七条を除き、以下同

じ。)を派遣する制度等を整備することにより、公益法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて、地域の振興、住民の生活の向上等に関する地方公共団体の諸施策の推進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。
(職員派遣)

第二条 任命権者(地方公務員法第六條第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。)は、次に掲げる団体(以下この項及び第三項において「公益法人等」という。)のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るための援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるものとの間の取決めに基づき、当該公益法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員(条例で定める職員を除く。)を派遣することができる。

一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十三條の規定により設立された法人
二 特別の法律により設立された法人(官利を目的とするものを除く。)で政令で定めるもの
三 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三條の三第一項に規定する連合組織で同項の規定による届出をしたもの

2 任命権者は、前項の規定による職員の派遣(以下「職員派遣」という。)の実施に当たっては、あらかじめ、当該職員に同項の取決めの内容を明示し、その同意を得なければならない。
3 第一項の取決めにおいては、当該職員派遣に係る職員の職員派遣を受ける公益法人等(以下「派遣先団体」という。)における報酬その他の勤務条件及び当該派遣先団体において従事すべき業務、当該職員の職員派遣の期間、当該職員の職務への復帰に関する事項その他職員派遣に当たって合意しておくべきものとして条例で定める事項を定めるものとする。

4 前項の規定により第一項の取決めで定める職員派遣に係る職員の派遣先団体において従事すべき業務は、当該派遣先団体の主たる業務が地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有すると認められる業務である場合を除き、地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有すると認められる業務を主たる内容とするものでなければならない。
(職員派遣の期間)
第三条 職員派遣の期間は、三年を超えないことができる。
2 前項の期間は、任命権者が特に必要があると認めるときは、派遣先団体との合意により、職員派遣をされた職員(以下「派遣職員」という。)の同意を得て、職員派遣をした日から引き続き五年を超えない範囲内において、これを延長することができる。

(派遣先団体の業務への従事等)
第四条 派遣職員は、その職員派遣の期間中、第二條第一項の取決めに定められた内容に従って、派遣先団体の業務に従事するものとする。
2 派遣職員は、その職員派遣の期間中、職員派遣された時就いていた職又は職員派遣の期間中に異動した職を保有するが、職務に従事しない。
(派遣職員の職務への復帰)
第五条 任命権者は、派遣職員が派遣先団体の役職員の地位を失った場合その他の条例で定める場合であつて、その職員派遣を継続することができないか又は適当でないとき、速やかに当該職員派遣に係る派遣職員を職務に復帰させなければならない。
2 派遣職員は、その職員派遣の期間が満了したときは、職務に復帰する。
(派遣職員の給与)
第六条 派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しない。
2 派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共

団体の事務若しくは事業を補充し若しくは支援すると認められる業務であつてその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、条例で定めるところにより、給与を支給することができる。
(派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の特例)
第七条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第四十三條第二項の規定及び同法の短期給付に関する規定(同法第五十三條第十号の二に掲げる育児休業手当金及び同条第十号の三に掲げる介護休業手当金に係る部分を除く。以下この項において同じ。)は、派遣職員には適用しない。この場合において、同法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員(同法第二條第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。)が派遣職員となつたときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職(同法第二條第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなし、派遣職員が同法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員となつたときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に職員となつたものとみなす。

2 派遣職員に対する地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定の適用については、派遣先団体の業務を公務とみなす。
3 派遣職員は、地方公務員等共済組合法(昭和二十二年法律第二号)に掲げる福祉事業を利用することとできない。
4 派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の規定の適用については、同法第四章「給料」とあるのは組合の運営規則で定める仮定給料と、同法第八十七條第二項中「地方公務員災害

補償法第二條第二項」とあるのは「労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七條第二項」と、同法第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、同法第八十三條第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第一号の二及び第四号を除く。)」と、「並びに地方公共団体」とあるのは「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第 号)第二條第三項に規定する派遣先団体(以下「派遣先団体」という。))の負担金並びに地方公共団体」と、同項第一号中「次の各号に掲げるものを除く」とあるのは「育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用に限る」と、「地方公共団体の負担金」とあるのは「派遣先団体の負担金」と、同項第二号及び第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「派遣先団体の負担金」と、同法第五十五條の二第一項中「期末手当等(地方自治法第二百四條の規定の適用を受ける職員については、同法第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同法第二項及び第三項中「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同法第八十六條第一項中「地方公共団体の機関又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体又は職員団体」とあるのは「派遣先団体」と、「第百十三條第二項(同法第五項の規定により読み替へて適用する場合を含む。)」とあるのは「第百十三條第二項」と、同法附則第四十條の四第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第五号を除く。)」と、同法附則第四十條の四第五号とあるのは「附則第四十條の四第一項」と、第百十六條第一項中「含む」とあるのは「含む。」及び附則第四十條の四第一項とあるのは「次の各号(第一号の二及び第四号を除く。)」とあるのは「次の各号(第一号の二、第四

号及び第五号を除く。と、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第 号)第二条第三項に規定する派遣先団体(以下「派遣先団体」という。)の負担金並びに地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)とあるのは「並びに公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第 号)第二条第三項に規定する派遣先団体(以下「派遣先団体」という。))と、同条第四項中「第二項第五号」とあるのは「附則第四十条の四第一項」とする。

(派遣職員に関する児童手当法の特例)

第八条 派遣職員に関する児童手当法昭和四十六年法律第七十三号)の規定の適用については、派遣先団体を同法第二十条第一項第四号に規定する団体とみなす。

(派遣職員の復帰時等における処遇)

第九条 地方公共団体は、派遣職員が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する処遇及び職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合(派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。)の退職手当の取扱いについては、部内の職員との均衡を失することのないよう、条例で定めるところにより必要な措置を講じ、又は適切な配慮をしなければならない。

(特定法人の業務に従事するために退職した者の採用)

第十条 任命権者と特定法人(当該地方公共団体が出資している株式会社又は有限会社のうち、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るための援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるものをいう。以下同じ。)との間で締結された取決め

に定められた内容に従って当該特定法人の業務に従事するよう求める任命権者の要請に応じて職員(条例で定める職員を除く。)が退職し、引き続き当該特定法人の役員として在職した後、当該取決めで定める当該特定法人において業務に従事すべき期間が満了した場合又はその者が当該特定法人の役員としての地位を失った場合その他の条例で定める場合には、地方公務員法第十六条各号(第三号を除く。)の一に該当する場合(同条の条例で定める場合を除く。)その他条例で定める場合を除き、その者が退職した時に就いていた職又はこれに相当する職に係る任命権者は、当該特定法人の役員としての在職に引き続き、その者を職員として採用するものとする。

2 前項の取決めにおいては、同項の要請に応じて退職し引き続き当該特定法人に在職する者(以下「退職派遣者」という。)の当該特定法人における報酬その他の勤務条件並びに当該特定法人において従事すべき業務及び業務に従事すべき期間、同項の規定による当該退職派遣者の採用に関する事項その他当該退職派遣者が当該特定法人の業務に従事するに当たって合意しておくべきものとして条例で定める事項を定めるものとする。

3 前項の規定により第一項の取決めで定める退職派遣者の特定法人において従事すべき業務は、当該特定法人の主たる業務が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与し、かつ、地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有すると認められる業務(以下この項において「公益寄与業務」という。)である場合を除き、公益寄与業務を主たる内容とするものでなければならない。

4 第二項の規定により第一項の取決めで定める退職派遣者の特定法人において業務に従事すべき期間は、同項の要請に応じて退職をする日の翌日から起算して三年を超えない範囲内で定めるものとする。

5 第一項の規定による採用については、地方公務員法第二十二條第一項の規定は、適用しない。

(退職派遣者に関する地方公務員等共済組合法の特例)

第十一条 特定法人又は退職派遣者は、地方公務員等共済組合法第四十条第一項に規定する公庫等又は公庫等職員とみなして、それぞれ同条(第三項を除く。)の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「役員及び常時勤務に服することを要しない者」とあるのは「常時勤務に服することを要しない者」と、「退職した場合(政令で定める場合を除く。)」とあるのは「退職した場合」と、同条第二項第一号中「五年」とあるのは「三年」とする。

(退職派遣者の採用時における処遇等)

第十二条 地方公共団体は、退職派遣者が第十条第一項の規定により職員として採用された場合における任用、給与等に関する処遇及び同項の規定により採用された職員が退職した場合の退職手当の取扱いについては、部内の職員との均衡を失することのないよう、条例で定めるところにより必要な措置を講じ、又は適切な配慮をしなければならない。

2 第十条第一項の規定により採用された職員(同項の規定によりかつて採用されたことのある職員を含む。)に対する地方公務員法第二十九条の規定の適用については、同条第二項中又は「とあるのは若しくは」と、「使用される者」とあるのは「使用される者又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第 号)第十条第二項に規定する退職派遣者」と、「在職した後、引き続き当該退職を前提として」とあるのは「在職した後、引き続き当該退職を前提として又は同条第一項の規定に基づいて」とする。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

ただし、第十条から第十二条まで及び次条の規定は、同年三月三十一日から施行する。

(退職派遣者の採用等に関する規定の適用)

第二条 第十条から第十二条までの規定は、平成十四年三月三十一日以後に第十条第一項の任命権者の要請に応じて退職した者について適用する。

(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第一項第四号中「及び第十四条」を「第十四条及び第十九条」に改める。

附則に次の一条を加える。

(公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正)

第十九条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第七條第四項中「仮定給料」との下に「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」とを加え、「並びに地方公共団体」及び「地方公共団体」に改め、「同法第一百五條の二第一項中「期末手当等(地方自治法第二百四條の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同条第二項及び第三項中「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」とを削り、「とあるのは「並びに」とあるのは「及び」に改める。

理由
地方公共団体が人的援助を行うことが必要と認められる公益法人等の業務に専ら従事させるために職員を派遣する制度等を整備することにより、公益法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて、地域の振興、住民の生活の向上等に関する地方公共団体の諸施策の推進を図り、もって公共の福祉の増進に資することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律案

地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、公設試験研究機関において専門的な知識経験等を有する人材を積極的に受け入れ、研究者の相互の交流を推進することが公設試験研究機関における研究活動の活性化にとって重要であることにかんがみ、公設試験研究機関の研究業務に従事する職員について、任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の裁量による勤務に関する事項について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 公設試験研究機関 地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関(学校教育法(昭和二十二年法律第二十八号)第二条第二項に規定する公立学校を除く。)であつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。

二 研究業務 公設試験研究機関の試験研究に関する業務をいう。

三 職員 地方公務員法(昭和二十五年法律第二十六号)第四十一条に規定する職員(公設試験研究機関の長その他の条項で定める職員及び非常勤職員を除く。)をいう。

(任期を定めた採用)

第三条 任命権者(地方公務員法第六十一条に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。)は、次に掲げる場合には、条例で定めるところにより、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

一 研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者を招へいして、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる場合

二 独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者(この号の規定によりかつて当該地方公共団体の職員として任期を定めて採用されたことがある者を除く。)を、当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事させる場合

2 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、前項第一号の規定により任期を定めた採用を行う場合には、人事委員会の承認を得なければならない。

3 任命権者は、第一項第二号の規定により任期を定めた採用を行う場合には、その対象となる研究業務及び選考の手続を定めた採用計画に基づいて行わなければならない。

4 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、前項の採用計画を作成しようとするときは、人事委員会に協議しなければならない。

(任期)

第四条 前条第一項第一号に規定する場合における任期は、五年を超えない範囲内で任命権者が定める。ただし、特に五年を超える任期を定める必要があると認める場合には、七年(特別の計画に基づき期間を定めて実施される研究業務に従事させる場合にあっては、十年)を超えない範囲内で任期を定めることができる。

2 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、前項ただし書の規定により任期を定める場合には、人事委員会の承認を得なければならない。

3 前条第一項第二号に規定する場合における任期は、三年を超えない範囲内で任命権者が定める。ただし、研究業務の性質上特に必要がある場合(人事委員会を置く地方公共団体においては、人事委員会の承認を得たときに限る。)には、五年を超えない範囲内で任期を定めることができる。

4 任命権者は、第一項又は前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。

第五条 任命権者は、条例で定めるところにより、第三項第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員(次条において「第一号任期付研究員」という。)の任期が五年に満たない場合(採用した日から五年、同項第二号の規定により任期を定めて採用された職員(以下この項において「第二号任期付研究員」という。)の任期が三年に満たない場合(前条第三項ただし書の規定により任期が定められた場合を除く。))にあっては採用した日から三年、第二号任期付研究員のうち前条第三項ただし書の規定により任期が定められた職員の任期が五年に満たない場合(採用した日から五年)を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 前条第四項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

(第一号任期付研究員の裁量による勤務)

第六条 第一号任期付研究員については、地方公務員法第五十八条第三項の規定にかかわらず、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十八條の三第一項の規定及び同項の規定に基づく命令の規定を適用する。この場合において、同項中「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により」とあるのは「条例により」と、協定で定める」とあるのは「条例で定める」とする。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地方自治法の一部改正)
2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百四條第二項中「寒冷地手当」の下に「、任期付研究員業績手当」を加える。

(地方公営企業法の一部改正)
3 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十九條の見出しを「(他の法律の適用除外)」に改め、同条第一項中「第九條の下に」を「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成十二年法律第 号)第六條を加える。」と改める。

理由

公設試験研究機関において専門的な知識経験を有する人材を積極的に受け入れ、研究者の相互の交流を推進することが公設試験研究機関における研究活動の活性化にとって重要であることにかんがみ、公設試験研究機関の研究業務に従事する職員について、任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の裁量による勤務に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十二年四月十九日印刷

平成十二年四月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局